

ガイドライン：強化対象選手が費用補助を受ける際の留意点 (2022年7月版)

公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

1. はじめに

本ガイドラインは、「ナショナルチーム等強化対象選手規程/強化スタッフ規程」の4. 義務を根拠とし、特に強化対象選手が費用補助を受けて事業に参加する際に必要な手続き・留意点について別途示すものである。強化対象選手においては、費用補助対象の事業に参加する際、費用補助ガイドラインとともに本ガイドラインについても熟読のうえ、遅滞なく定められた手続きを実施のこと。

補助に要する費用は、須らく公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)が実施する事業にその財源を負っており、それぞれの事業においてJOC及びJSCへの申請・承認に耐えうる根拠・証憑の準備、十分な期間の確保が申請者たる公益財団法人日本セーリング連盟(以下「連盟」という。)としての責務であり、これを怠った場合、当該事業が費用補助対象から除外されたり、次年度以降の補助費用の減額に繋がる惧れもある。

上記に鑑み、参加する強化対象選手において支出の説明責任を果たさない、度々提出期限を超過するといった行為が認められた場合、オリンピック強化委員会(以下、「オリ強」という。)において当該選手に対する費用補助の打ち切りや強化対象選手の認定解除について検討を行う場合があることに留意。何らかの不測の事態が生じた場合には必ず担当コーチに相談の上、次善の策を講じること。

2. 計画段階で実施すること

- ・ 適宜オリ強が実施する年間計画の聞き取りに協力すること。
- ・ 参加の権利を獲得し、特定の大会等に参加の意思がある場合は早急に担当コーチ宛に相談のこと。海外合宿を計画する場合は、別途「遠征計画書」を作成し、原則出発の2週間前までに担当コーチ宛に提出のこと。
- ・ オリ強によって大会や海外合宿に参加することが承認された場合、速やかに航空券や宿舎の手配を行うこと。また、手配にあたっては必ず担当コーチに事前相談のこと。
- ・ 派遣依頼書の作成が必要な場合は速やかに事務局宛に依頼のこと。
- ・ その他大会主催者およびオリ強が求める書類等の提出に速やかに応じること。
- ・ 「海外遠征報告書」の事前準備(レースに向けての目標設定)を行うこと。

3. 渡航前に実施すること

- ・ 予め支払いが発生した場合、事業の終了まで待たず都度速やかに担当コーチ宛に電子データにて証憑を提出のこと。クレジットカード支払いの場合は金額(外貨並びに邦貨)と支払先が

明記されていれば証憑となりうる。

・

4. 渡航期間中に行うこと

- ・ 予め支払いが発生した場合、事業の終了まで待たず都度速やかに担当コーチ宛に電子データにて証憑を提出のこと。クレジットカード支払いの場合は金額(外貨並びに邦貨)と支払先が明記されていれば証憑となりうる。
- ・ レンタカー、タクシーを使用した場合は別途理由書の添付が必要であることに留意。

5. 大会(合宿)終了後に行うこと

- ・ 「海外遠征報告書」の作成・提出。事業終了(大会終了日+2日間)後 1週間以内を目途に担当コーチ宛に提出の事。
- ・ 遅くとも事業終了(大会終了日+2日間)後の2週間後までに全ての証憑と理由書、証憑原本を担当コーチ宛に提出の事。提出期限を超過した場合、当該費用については補助対象費用から除外する。

以上